

地域とともに生きる群馬用水

群馬用水

だより 73号



群馬用水土地改良区

前橋市古市町406番地

電話(027)251-0019(代)

URL:<http://www.gunmayousui.jp>

前橋市河原浜町の秋の収穫を待つ稲穂



●目次

あいさつ 群馬用水土地改良区理事長 後閑千代壽……	2	各種手続きのご案内とお願い……………	8
令和元年度決算承認……………	2	名寄帳の送付について……………	8
令和元年度財産目録……………	3	給水弁の取り扱いについて……………	8
群馬用水土地改良区長期計画(群用令和ビジョン)(案) についての意見募集……………	4～7		

あいさつ

群馬用水土地改良区 理事長 後閑千代壽



組合員の皆様には、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より当土地改良区の事業推進や業務運営に対し、ご理解とご支援を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、前理事長の平田英勝氏が健康上の理由により退任されたことに伴い、8月7日の理事会において理事長という大役を仰せつかることとなり、事の重大さと責任の重さに身の引き締まる思いであります。

誠に微力ではございますが、理事長の職務を誠心誠意に取り組んで参る所存でありますので、前理事長同様のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、前理事長の平田英勝氏におかれましては、平成23年8月理事及び副理事長に就任の後、平成27年8月から理事長に就任され、未納賦課金対策など土地改良区が抱えている諸問題の対応や「再生可能エネルギーによる発電事業の推進」などの新たな取り組みに積極的にご尽力いただきました。さらに、令和元年5月に全国大規模農業水利事業協議会副会長に就任され、全国組織の中核として国等への予算陳情活動などに邁進され、これらの功績は誠に大きなものであり、心より感謝申し上げます。

ところで、群馬用水は通水開始から約半世紀が経過しましたが、老朽化した施設の維持管理費の増大や受益地の転用増加による賦課金の減少、市町村合併に伴う管理組織の弱体化など当土地改良区を取り巻く現状は大変厳しいものがあります。

そのため、現在、令和新時代においても健全に運営される当土地改良区のあるべき姿をイメージし、今後10年間の財政運営、維持管理、社会貢献などに関する土地改良区運営のよりどころとする「群馬用水土地改良区長期計画（群用令和ビジョン）」を策定中であります。

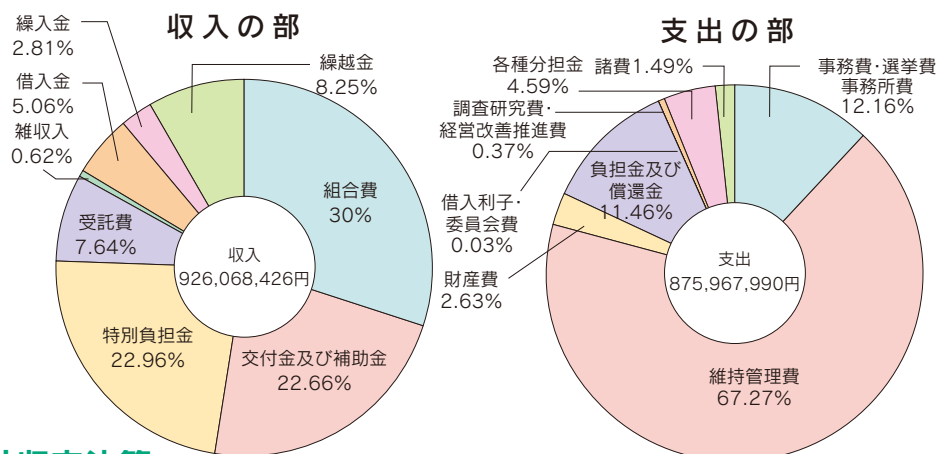
先人のたゆまぬ努力の賜であるこの土地改良施設の適切な維持管理、さらには施設からの恩恵である農業用水を活用したこれからの農業形態の検討など、抱える多くの課題に組合員の皆様と役員、国・県・市町村・水資源機構をはじめとする関係者とも情報共有と連携を深め、スピード感をもって対応して参りますので、改めてご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年度 決算承認

1. 一般会計収支決算

収入の部（円）			支出の部（円）		
組 合 費	277,862,460	事務費・選挙費・事務所費	106,535,766		
交 付 金 及 び 補 助 金	209,853,400	維 持 管 理 費	589,349,839		
特 別 負 担 金	212,591,349	財 産 費	23,022,998		
受 託 費	70,727,400	負 担 金 及 び 償 還 金	100,360,617		
雑 収 入	5,781,432	借 入 利 子 ・ 委 員 会 費	224,000		
借 入 金	46,850,000	調 査 研 究 費 ・ 経 営 改 善 推 進 費	3,217,232		
繰 入 金	25,995,037	各 種 分 担 金	40,213,000		
繰 越 金	76,407,348	諸 費	13,044,538		
		予 備 費	0		
計	926,068,426	計	875,967,990		

収入支出決算差引額 50,100,436円は令和2年度へ繰越



2. 特別会計収支決算

会計名	収入の部(円)	支出の部(円)	差引増減
農地転用決済金	19,435,160	19,435,160	0
職員退職手当	8,008,806	8,008,806	0
利水高度化計画精算金	20,107,206	20,107,206	0
発電事業	15,528,988	15,399,830	129,158

令和元年度 財産目録

令和2年5月31日現在 一般会計

(単位：円)

摘要	金額	摘要	金額
《資産》		《負債》	
①流動資産	130,477,331	③固定資産	264,556,633
現金及び預金	50,100,436	土地	60,287,843
一般会計(預金)	50,100,436	事務所敷地及び駐車場	60,287,843
未収金	80,376,895	建物設備	204,268,790
経常費賦課金	18,700,784	事務所	197,780,000
かんばい事業費賦課金	10,893,884	無線設備	1,312,290
維持管理費賦課金	40,974,642	倉庫	5,176,500
ほ場整備事業費賦課金	9,807,585	④備品	26,253,554
②特定資産	1,056,160,599	自動車	15,919,660
職員退職手当積立金	110,757,096	パソコン	978,901
農地転用決済金積立金	316,427,431	会議用テーブルほか	9,354,993
利水高度化計画精算金積立金	453,697,628		
財政調整基金積立金	175,278,444	資産合計	1,477,448,117

摘要	金額	摘要	金額
①長期負債	738,529,638	②短期負債	880,882,155
日本政策金融公庫借入金	738,529,638	職員退職手当積立金	110,757,096
県営農地防災事業費	34,138,719	農地転用決済金積立金	316,427,431
県営かんがい排水事業費	60,395,422	利水高度化計画精算金積立金	453,697,628
県営農村地域環境保全整備事業費	120,299,603		
県営水利施設整備事業費	56,687,279	負債合計	1,619,411,793
県営かんがい排水事業費	31,023,170		
小規模土地改良事業費	223,040,673		
水資源機構営緊急改築事業	212,944,772		

発電事業会計

摘要	金額	摘要	金額
《資産》		②特定資産	1,200,000
①流動資産	131,947	発電事業積立金	1,200,000
現金及び預金	0		
発電事業(預金)	0	③固定資産	12,929,148
未収金	131,947	建物設備	12,929,148
その他未収金	131,947	発電専用構造物	12,929,148
		資産合計	14,261,095

摘要	金額	摘要	金額
《負債》			
①流動負債	2,789		
未払金	2,789	負債合計	2,789

群馬用水土地改良区長期計画(群用令和ビジョン)(案) についての意見募集



※ご意見の送り先は、P7下段に掲載しています。

以下は、長期計画(案)の概要版です。

I 計画の位置づけ

群馬用水土地改良区は、「夢の用水」「世紀の大事業」とまで形容された群馬用水を管理・運営するために昭和38年に設立されて以来、米の生産調整開始や農家負担の増大、水を利用した畑作営農の普及などの多くの困難に直面しながら、先人のたゆまぬ努力により、これらの課題を解決し全国有数の土地改良区として成長してきました。

しかし、通水開始から約半世紀が経過し、施設の老朽化による維持管理費の増大や市町村合併に伴う管理組織の弱体化、転用面積の増加に伴う賦課金の減少、営農状況の変化による水利用の多様化など新たに課題も顕在化しつつあります。

また、社会情勢の変化により農村の持つ多面的機能の維持や土地利用調整などを担う団体としても期待されるようになってきています。このような状況を踏まえて、令和新時代においても健全に運営される群馬用水土地改良区のあるべき姿をイメージし、今後10年間の財政運営、維持管理、社会貢献などに関する土地改良区運営のよりどころとする「群馬用水土地改良区長期計画(群用令和ビジョン)」を策定します。

II 計画期間

令和3年度～令和12年度

III 群馬用水の現状

1 情勢

(1)本地区の農業情勢、受益面積及び組合員数

本地区は、群馬用水事業により灌漑施設が整備され、安定的な水利条件の下で米麦及び露地や施設野菜を中心とした営農形態となり首都圏に近い有効な立地を生かした多彩で多様な農業が展開されています。

平成30年度の賦課面積は5,598haであり、農地転用等による地区除外は毎年平均約23haあります、組合員数は概ね13,000人で推移しています。

(2)財政関係

過去10年の収入は8億3千万円から9億7千万円、支出は8億1千万円から9億円で推移しています。実質の基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、平成23年度以降マイナスとなり、平均値もマイナスとなっています。

基本財産(退職金基金を除く)と公庫借入金の差額は平成21年度が約4億8千万円で平成30年度には約2億円となり、厳しい財政状況となっています。

(3)事務運営

土地改良区役職員は、土地改良区が担う社会的責任と公共的使命を常に意識し、健全かつ適切な組織運営に努め、公正・公平・誠実に取り組むことが求められています。

賦課金徴収率は、平成29年度まで毎年増加しましたが、平成30年度は減少しました。かんぱい事業費賦課金は、公的負担等について公平・公正性に課題がある状況です。

職員数は23名から25名で推移しており、令和元年度には新たに企画担当を配置しました。

(4)施設管理

管理の主体は、土地改良区が支線水路、各管理区が末端水路と区分されています。調整池の除塵作業や配水調整、減圧施設の機器管理などの日常管理業務に加え、事故対応や苦情処理に大幅な労力が割かれています。修繕費については、ほ場整備地区における修理費が修繕費全体の約65%を占めています。

従来、管理区は旧市町村単位で市町村役場に担当係が設置されていましたが、市町村合併に伴い事務局数が14から7に減少し、その業務を土地改良区職員が担うこととなり負担が増加しています。

(5)施設整備

支線水路(付帯施設含む)は、大規模で県営事業の要件を満たすものについては、県営事業で計画的に施設整備を進めています。また、緊急性の高いもの小規模なものについては、土地改良区が事業主体となり施設整備を行っています。

漏水事故が懸念される石綿管やコンクリート管が造成当初9割弱を占めていましたが、持続的に改修が進み現在は2割弱に減少しています。

末端水路（附帯施設含む）は、支線水路から各ほ場へ配水するための延長約1,000kmのパイプラインです。漏水修理を中心に対応してきたため改修はほとんど進んでいません。修理情報の蓄積や整理がされておらず、管理図は古く現地状況とは整合しないため、令和元年度から管路情報システムの整備を開始しました。

水資源機構が維持管理をしている幹線水路は緊急改築事業により、一部区間の改修（耐震化、二連化）が行われました。しかし、水路内の土砂やゴミ等の堆積物により安定的な通水状況が阻害されるだけでなく、調整池やパイプライン等へ流入することにより機器の作動不良を引き起こす原因となっています。

（6）営農支援

昭和47年から担当職員を配置し、群馬用水営農推進協議会、群馬用水運営対策協議会、群馬用水地域利水改善グループ連絡協議会の3つの組織を軸に、組合員の営農改善や所得向上を図るため県や農協など関係機関と連携し技術支援、共励会、優良農家表彰などの活動を行っています。

（7）社会への貢献

再生可能エネルギーへの取り組みとして、令和元年度より事務所屋上に太陽光発電施設を設置して売電を開始しました。加えて、平成30年度より小水力発電導入可能性調査を開始、詳細について現在調査・検討中です。

また、地域の産業祭に参加したり、地域の組織（消防署、消防団、自治会等）と協定を結び地域貢献を目指す活動を行っています。

そのほか、広報誌の発行、ホームページ、地域の小学生を対象としたパンフレットを作成し配布するなど、群馬用水に対する理解の醸成に努めています。

Ⅳ 群馬用水土地改良区のあるべき姿（20年～30年後の姿）

1 土地改良区の基本的な性格

群馬用水土地改良区は、日常の管理により適切な水配分、漏水事故に対する対応、計画的な管水路の補修・補強、揚水機場や調整池の保安全管理を通して農地へ用水を供給するための団体としての性格を有しています。

また、畑地における水利利用を指導する機関としての性格や農業情報を基礎とした土地利用調整団体、生態系の保全や地下水の涵養等地域用水機能や消防用水機能など多面的機能を発揮させる団体としての性格を有しています。

2 群馬用水のあるべき姿

群馬用水土地改良区では、議決機関としての総代会、執行機関としての理事会、監査機関としての監事会及び事務局がコンプライアンス（倫理・法令遵守）のもと、それぞれの役割を十分に発揮し、多様な意見を取り入れ役職員一丸となって土地改良区運営が行われています。

（1）財政

新たな財政計画のもとで収入の柱である賦課金に新たな徴収方法を導入し、公平性を保ちつつ徴収率が向上するとともに、国、県、市町村等の支援は引き続き行われています。

支出についても維持管理の合理化や事業の計画的実施により収支全体の健全性が保たれています。

また、施設更新や災害に備えた基本財産積立金が確実かつ効率的に運用されています。

（2）維持管理

ICT（情報通信技術）を活用し管路やポンプ、調整池などの状態把握と操作を行い、管理区や協力業者と一体となって適切に維持管理されています。

また、災害に備えてBCP（事業継続計画）に基づき災害対応訓練が継続的に実施されています。

末端施設にあっては管理区が支援制度を新たに導入し、健全に管理されているとともに事故率等を勘案して計画的に更新が行われています。

一方、土地利用調整が進んだ地域では、農作業の効率化と施設の更新を図るため再区画整理事業を行う地区が始めています。

このような維持管理のもと、安全で安定的に農業用水が供給され適切な営農技術や資材購入の支援、農産物のイメージアップ等により農業生産性や農家所得の増加が図られています。

（3）社会貢献

社会からの負託を受け、農地・農業用水の持つ多面的機能が適切に発揮されるよう各種取り組みが行われ、農村の景観や生態系、防災機能などが保全されているとともに、広報活動が積極的に行われることにより県民に群馬用水の重要性が理解されています。

V 施策

1 安定した財政基盤の確立



(1) 財政計画

①収入

- ・財政予測を踏まえつつ、各種賦課金額の適正化や滞納処分の実施、行政支援の要請など賦課金の抜本的な見直しを行います。
- ・多面的機能支払交付金事業事務や再生可能エネルギー等の導入による収入増加を図ります。

②支出

- ・施設の維持管理にあたっては、高補助率事業や多面的機能支払交付金事業の導入、計画的効率的事業実施により支出を抑えます。
- ・事務経費については、削減目標を定め節減努力を行います。

③基本財産

- ・複式簿記が導入され施設の資産評価が行われることを契機として、老朽施設改修のための事業積立金や災害に備えるための備荒積立金の創設を検討し、基金の抜本的な見直しを行います。

(2) 事務

①コンプライアンスの推進

- ・「役職員の倫理指針」を定めるとともに、コンプライアンス意識向上のための研修等を実施するなどコンプライアンスが徹底した組織を目指します。

②組織・人員配置

- ・新たな事業導入に合わせた組織改正や人員配置を行います。また女性役職員の参画・採用を促進します。

③人材育成

- ・職場内研修や外部研修を積極的に活用するとともに、能力や業績に関する評価制度を導入し人材育成を図ります。

④事務の合理化

- ・簿記システムやテレワークシステムの導入、文書のデータベース化等を行い、事務の合理化を図ります。

2 適切な維持管理と営農支援



(1) 施設管理

①管理区組織の強化

- ・多面的機能支払交付金を導入し、各地域の協働作業の取り組みを促進させることにより集落管理体制（班）の強化を図ります。加えて数管理区を担当する事務職員を雇用し管理区事務を担います。
- ・調整池等管理費や末端施設修理費などを現状の受益面積や修理実績などによる見直しを行います。

②民間企業との連携

- ・現在締結している管理協定を見直し、緊急時対応体制を強化します。
- ・民間企業に委託している加圧ポンプ等の年間保守点検や遠隔監視業務委託について、管理委託までの拡充について検討します。

③ICT化の推進

- ・調整池、揚水機場や支線水路などに遠隔監視、制御システムや流量観測システムを導入し、安定的な農業用水供給体制を確立します。
- ・現在構築中の地図情報管理システムの確実な推進を図ります。

④災害への備え

- ・地震や台風、感染症の蔓延など様々な危険な発生事象（インシデント）に直面しても業務の継続や早期の復旧を図るための事業継続計画（Business Continuity Plan）を策定するとともに防災訓練を定期的に実施し災害等へ備えます。

⑤水利用の変化への対応

- ・水利用や営農実態調査を実施するとともに、夏水期間の変更（水利権の前倒し、後出し）や営農雑用水の法定化を進めるため水利権者である水資源機構と協議、調整を進めます。

(2) 施設整備

①末端施設の整備

- ・末端パイプラインや加圧ポンプ機場等の末端施設は、県、市町村との調整を図り適切な補助事業を利用し石綿管や事故率等を勘案して布設替や改修等の整備開始を検討します。

②支線水路、ポンプ等の整備

・県営支線水路や揚水ポンプ機場は、これまでと同様、県営事業により計画的な整備を行います。

③再区画整理の推進

・農地中間管理事業と連携して土地利用調整を図り、組合員や管理区の要望を踏まえつつ再区画整理事業を推進します。

④幹線水路整備の支援

・水資源機構が行う幹線水路や揚水ポンプ機場の長寿命化を図る群馬用水2期事業の事業化に向け各種調整を行います。なお、事業費の地元負担については土地改良区の財政状況を考慮し市町村と財政支援について協議します。

・安定的かつ確実な用水管理を実現するため幹線水路巡視業務を受託します。

(3) 営農支援

①地域振興作物の推進、営農技術支援

・営農に係わる3組織を軸に、県、JA、市町村、地域の利水グループ等と連携し、組織支援を通じて用水利用による地域振興作物の産地育成や組合員の所得向上に結びつけます。

②群馬用水利用作物のイメージアップ

・清冽で安定的に供給される群馬用水で育成された作物を各地域のブランドと連携して「群馬用水ブランド」を付加し、イメージアップを図ります。

③土地利用調整の推進

・農地集積のための土地利用調整や広報活動を推進するため農地中間管理事業の受託団体となり積極的に活動することにより地域農業の振興を図ります。

3 社会への貢献



(1) 再生可能エネルギーの推進

①小水力発電

・これまで実施した発電可能性調査の結果や新規発電適地調査により、発電適地を決定し補助事業による施設整備を行い発電の開始を目指します。

②太陽光発電

・現在の計画を確実に実施し、安定的な収入を確保するとともに、CO₂削減に貢献します。

(2) 多面的機能の発揮

①多面的機能支払交付金の導入

・管理区の班単位に、多面的機能支払交付金を導入し、耕作放棄地の発生防止や農業水利施設の長寿命化を図ることにより農業・農村の持つ多面的機能の維持に貢献します。

②地域貢献

・防火用水や地域イベントへの参加、社会福祉団体との連携、学校教育の支援などを通して地域振興に貢献します。

(3) 広報

①SNS (Social Networking Service) 等を通じた情報発信

・ホームページを充実させるとともに、TwitterやFacebook、YouTube等を取り入れ、情報の随時発信を行い群馬用水の知名度の向上や重要性についての理解を促進します。

②21世紀土地改良区創造運動の積極的展開

・土地改良区が果たしてきた役割や、農地・農業用水の持つ多面的機能について、県民・国民の理解が促進されるように21世紀土地改良区創造運動を積極的に展開します。

(4) 各種交流

①全国土地改良区との連携強化

・全国大規模農業水利事業協議会の前身となる全国大規模土地改良事業協議会を発足させた土地改良区としての自覚を持ち、全国各地の土地改良区と連携し事業の推進や施策の提案を国、県、市町村、水資源機構に行うとともに各種の情報や問題意識の共有を図り、土地改良区を発展させます。

②世界へ目を向けた活動

・JICA (独立行政法人国際協力機構) の活動に研修受け入れなどの協力するとともに、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) の達成に向けて貢献します。

本土地改良区長期計画に対して組合員さんからの意見を募集します



ご意見のある方は下記ホームページの専用フォームからお送りいただくか、FAXにてお送りください。
ホームページ: <http://www.gunmayousui.jp> TEL: 027-251-0019 FAX: 027-253-9491
期間 令和2年11月30日(月)まで



各種手続きのご案内とお願い

- ◆農地の権利移動（相続・売買や貸借等）があったとき
- ◆氏名や住所の変更、経営移譲をしたとき

組合員資格得喪通知書にて手続き

- ◆農地を転用や地目を変更するとき
- ◆公共事業用地（道路・公園用地等）として農地の買収・寄付されたとき

転用意見書交付申請書または
地区除外申請書にて手続き

◆手続の注意点◆

賦課金は毎年4月1日現在の土地原簿を基準に賦課されます。そのため、基準日までに手続きが完了していない場合は前組合員に賦課されますのでご注意ください。

賦課金が滞納されている土地を取得すると、土地改良法第42条1項により、新しい権利者に支払いが義務づけられております。売買に際しては必ず滞納賦課金の有無について当土地改良区にお問い合わせ下さい。（競売・公売等の場合も同様です。）

※滞納賦課金のある農地を取得または転用する場合、その滞納賦課金は新しい権利者や関係者が負担することになります。

名寄帳の送付について

ご希望する組合員の皆様へ随時、名寄帳（賦課金が発生する土地の一覧表）を送付しております。

法務局等で名義の変更等をおこなっても、群馬用水の組合員データは変更されません。この機会に賦課金を納めている農地のご確認をしてみるのはいかがでしょうか。

各種申請書や賦課金に関することは賦課徴収課まで連絡いただくか、ホームページより書式をダウンロードしてご利用下さい。（<http://www.gunmayousui.jp>）

給水弁の取り扱いについて

畑にある給水弁は、共同利用を目的に一定間隔に設置された施設であり、すべての畑に設置されているものではありません。

組合員同士の共同利用と併せて管理するものとなっております。

またこれからの時期、凍結により給水弁からの漏水事故が発生しやすくなります。給水弁の修理は組合員みなさまの負担となりますので事前の凍結防止対策にご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

わらなどを詰めた後、不要となった毛布等で保温すると効果的です。



漏水など群馬用水に関するトラブルがありましたら
下記連絡先までお願いします。

電話連絡先 027-251-0019
祝休日、24時間対応しております。

